

2017年1月30日

各位

会社名 住友商事株式会社  
代表者名 取締役社長 中村邦晴  
(コード番号 8053 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 新森 健之  
(TEL 03-5166-3100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年1月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2017年6月開催予定の第149期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社では、業務執行の責任と権限の明確化と取締役会の監督機能の強化を目的として2003年に執行役員制度を導入しておりますが、今般、意思決定と業務執行を分離し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行い、執行役員に業務を執行させることで、経営の健全性及び効率性の向上を図ることとしました。

そこで、定款上も、社長が執行役員の役位であることを明確にするため、現行定款のうち、取締役及び執行役員に関する規定並びにその他の関連規定につき、文言の修正を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会日 2017年6月開催予定の第149期定時株主総会日

定款変更の効力発生日 2017年6月開催予定の第149期定時株主総会日

以上

現行定款	変更案
<p>第14条（議 長）</p> <p>株主総会は、<u>取締役社長が招集し、その議長</u>となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により<u>他の代表取締役</u>がこれに代わる。</p>	<p>第14条（議 長）</p> <p>株主総会は、<u>社長執行役員がその議長</u>となる。<u>社長執行役員</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により<u>代行者</u>がこれに代わる。</p>
<p>第20条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>① 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役副会長及び取締役社長</u>を定めることができる。</p>	<p>第20条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>①（現行どおり）</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長</u>を定めることができる。</p>
<p>第21条（取締役会）</p> <p>① 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、<u>取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、</u>あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第21条（取締役会）</p> <p>① 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③（現行どおり）</p>
<p>第24条（執行役員）</p> <p>① 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させる<u>ことができる。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>社長</u>を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</p>	<p>第24条（執行役員）</p> <p>① 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>社長執行役員</u>を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</p>